

## 職員安全衛生委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員安全衛生委員会（以下「委員会」という。）の運営  
関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査審議し、市長に意見を具申する。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する  
こと。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全、衛生に関すること。
- (3) 安全、衛生に関する諸規定の作成に関すること。
- (4) 安全、衛生教育計画の作成に関すること。
- (5) 新たに採用する機械器具その他施設設備又は原材料に係る危険及び健康  
障害の防止に関すること。
- (6) 健康診断の結果及びその結果に対する対策に関すること。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、必要と認められる事項。

(招集)

第3条 委員会は、毎月1回以上開催するものとし、委員長が招集する。ただ  
し、委員長が必要と認めるとき又は委員の3分の1以上の請求があるとき  
は、委員長はこれを招集する。

(定足数)

第4条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができな  
い。

(調査)

第5条 委員会は、その職務遂行のため必要に応じ、調査を行なうことができ  
る。

(参考人等の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に参考人として関係職  
員等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務部人事課に置く。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って  
定める。

附 則

この要綱は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。